



Fax

No. 1055 P. 1

AGCI

To 総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課 御中

From 在日米国商工会議所渉外室

Attn

Fax

Fax 03-5253-5848

Tel

Re 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関して

Email

Pages 5ページ (本文含む)

Date February 9, 2009

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課 御中

在日米国商工会議所
情報通信技術委員会

謹啓 貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年1月9日付けで公表されました、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり意見を提出いたしますので、よろしくご査収ください。

ご不明な点などございましたら、渉外室 までご連絡くださいませ。

以上、よろしくお願い申し上げます。

謹白

**電気通信市場の環境変化に対応した
接続ルールの在り方に関する提案募集**

[意見要旨]

ACCJは、電気通信接続ルールへの提案を行う機会をいただいたことに深く感謝します。現在インターネット経済の包括的な報告書を作成しており、この領域においては3つの主要な原則に重点を置くことが重要であると信じています。それは、マーケットベースのメカニズム、公正な競争条件、そして、透明性です。

提案書

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

〒106-0041
東京都港区麻布台2-4-5
メソニック39MTビル10階
在日米商工会議所
情報通信技術委

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

ACCIは、電気通信接続ルールへの提案を行う機会をいただいたことに深く感謝します。現在インターネット経済の包括的な報告書を作成しており、この領域においては3つの主要な原則に重点を置くことが重要であると信じています。それは、マーケットベースのメカニズム、公正な競争条件、そして、透明性です。

1. モバイル市場の公正競争環境の整備

仮想移動体通信事業者(MVNO)が日本市場になかなか食い込むことができない原因として、既存の携帯電話ネットワーク、そしてアンテナを大量のデータが利用できないことにあると考えます。公正な競争条件の不足、そして市場ベースのメカニズムを望む私たちの期待に反する現状の問題に目を向け、ACCIは既存の優位な通信事業者に対し、一定の割合におけるトラフィックの大規模購買については安価に購入ができるように要請します。

ACCIはテレコミュニケーションにおける平等な競争条件に深い関心を持っています。規制等局による継続的な取組みにもかかわらず、平等な競争条件はまだ達成されていません。これは携帯電話と固定電話との通信における価格設定を見れば明らかです。日本での携帯通話は、まだ非常に高価であって、米国への通話においては10-15倍となっており、競争を制限する価格構造であると言わざるを得ません。ACCIは携帯電話における国内通話の価格を国内通話の接続料金だけに設定するよう要請し、早急に撤去することを推奨します。

これによって市場ベースのメカニズムは機能し、適正価格とは何であるかの決定要因となるインフラサービスが、直接そのコスト（ほぼ70%以上）と関係ないが、代わりに他のオペレーションコストに関連してくることを認めさせることができます。大規模販売において、ある程度のトラフィック・顧客を持たない通信事業者は、帯域を失うリスクを冒す可能性もでてきます。

2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

ファイバーにおける橋内配線は、顧客側は当然のように、第一種通信事業者のものではなく顧客の資産であると考えていると理解しています。よって、プロバイダを変更するときにおいて、他の工事が発生すべきではありません。ドライカッパーについては、私たちは100%ファイバーの環境を奨励したいと考えているので、DSLに必要とされる銅線の維持費用を第三者のプロバイダに課金されるべきではないと考えます。その課金は、公正ではなく、また非常にわかりにくい料金体系となってしまうためです。

一般的に、消費者保護の観点から言えば、法的な契約者であるユーザは一人または二人の代理人を置くことができるべきであると考えます。これはインターネットを使用する環境で行われるビジネスにおいては、複数のテクニカルコンタクトあるいはアドミンコンタクトを置くことは既にあたりまえのことであると考えます。DSLにおいて、なぜこの方法が機能しなかったのか疑問である。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

（特にコメントはありません）

4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

既存のネットワークインフラの利用促進を行うためには、サービスプロバイダは、明確で透明性のある方法で、有効な周波数やダークファイバの設置状況についての情報を入手できるべきです。さらに、事業継続と災害復旧計画のために顧客に最もよい情報を提供するためには、ネットワーク経路の情報が公的に利用可能であるべきであると考えます。顧客の視点から実際のケーブリング経路を評価できるならば、より効果的な災害対策をとることができるでしょう。また、サービスプロバイダは災害同様の偶発的な事故から障害を防ぐことができるように備えなければなりません。

私たちは、アンバンドルのインフラストラクチャがMVNO市場と次世代ネットワーク提供の両方の成功に重要であると考えます。今日までMVNOが成功していない点に関して

は、サービスプロバイダがいかにインフラストラクチャに基づいたサービスを提供することに積極的でなかったかを示しているでしょう。

アメリカでMVNOサービス提供を行っているVirgin Mobileは、大量の通話分數(通信料)を購入することによって、顧客に安い通話を提供していますが、同様のサービス提供ができない理由がまったくないように見受けられます。NGNへのアクセスは、公正競争条件の重要性を認識するべきであり、それに従って規制されるべきです。

最後に、“ビル&キープ方式”の価値に関するACCJの懸念は次のとおりです。(a)通信事業者のインフラストラクチャにおけるIPへの一貫した変遷、その結果としての設備とメンテナンスのコスト削減、(b)いくつかの事業者においては「オンネット」通話をフリーで提供している事実や、固定電話-携帯電話間の最低通話料金を鑑みて、“ビル&キープ方式”は効果的ではありませんし、他国に比べ高額な通信サービス料金を支払っている日本の消費者にとって不公平な費用となるでしょう。